

宮古地方振興局長告示第5号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年2月22日

宮古地方振興局長 大矢正昭

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313000101	北のハーモニー指定障害福祉サービス事業所	岩泉町岩泉字太田17番地1	平成20年1月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313000101	北のハーモニー指定障害福祉サービス事業所	岩泉町岩泉字太田17番地1	平成20年1月31日

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313000101	北のハーモニー指定障害福祉サービス事業所	岩泉町岩泉字太田17番地1	平成20年1月31日